

建築物の「絶対高さ制限」を定める都市計画高度地区を決定しました。

町では、土地の有効な高度利用と居住環境の維持との調和を図り、良好な街並みの景観形成を図るため、建築物の高さを一定の範囲に抑える高度地区（絶対高さ制限）を11月28日に都市計画決定しました。

今後、高度地区の区域内で建築する建築物については、建築基準法に基づく確認審査で高度地区の制限内容に適合することが必要となります。

問い合わせ 都市計画課 (内線231~233)

高度地区とは

高度地区は、都市計画法（第8条第1項第3号）に基づく地域地区のひとつです。その指定については用途地域が指定された区域に限られています。用途地域内での市街地環境を維持するため、建築物の高さの最高限度を指定する場合と、土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最低限度を指定する場合の2種類があります。

指定の背景と目的

町内においては、ここ数年、社会情勢の変化によって、事業所等が移転し、その跡地利用として高層建築物が増えてきました。中低層の住居が大半を占める市街地内において高層建築物の建設をめぐり、周辺住民と事業者の間でトラブルが発生しています。こうした現状を踏まえ、町では都市空間の形成や良好な居住環境の保全を図るために、建築物の高さに対して一定のルールが必要であると考え建築物の高さの最高限度について指定を行いました。

指定方針

高度地区の指定は、良好な市街地環境の維持、保全を図る上で大きな要素であるため、指定区域は景観、眺望にも配慮し、用途地域が第1種低層住居専用地域（既に建築物の高さの最高限度が10mと定められています）に指定されている地域を除く市街地全域とします。

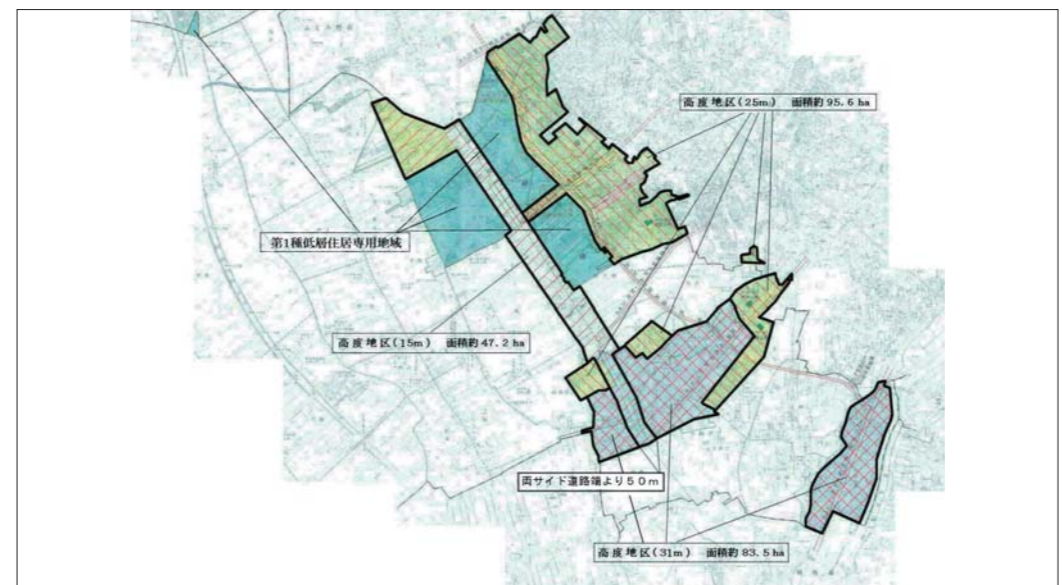
町では建築物の高さの最高限度を原則として住居系用途地域は25mとしました。これは、おおむね8階の建築が可能となり、敷地に緑地や駐車場、通路等を確保した上で、有効な土地利用が可能な範囲での高さ制限としました。工業系用途地域は、用途の特性と既存建築物の高さに配慮して10階を想定した31mとしました。また、国道254号（川越街道）沿いは住居系及び工業系用途地域がありますが、川越街道は町の景観八景に選ばれた地域であり、景観に配慮し最高限度を15mとしました。

なお、高度地区の決定時に制限高さを超える建築物（既存不適格建築物）は同一の用途に限り現在の高さを限度として建替えができる特例許可を設けています。

指定内容

三芳町では基本的に用途地域別に高度地区の指定を行っております。ただし右表にあるとおり、同じ用途地域でも高さの制限が違う場所があります。

指定する地域について	高さの制限
第1種住居地域のうち北永井及び藤久保宇北新埜の地域 第2種住居地域 工業地域及び第1種住居地域のうち国道254号道路端から（両サイド50m）の地域	15m （おおむね5階）
第1種住居地域（高さの制限15m地域を除く） 第1種中高層住居専用地域 近隣商業地域	25m （おおむね8階）
工業地域（高さの制限15m地域を除く）	31m （おおむね10階）



高度地区の指定図

町の動き

町政のさまざまな動きをお知らせします。

落合佐和次氏が旭日双光章を受章されました

平成二十年秋の叙勲において、落合佐和次氏が旭日及光章の榮譽に輝きました。

氏は埼玉県危険物安全協会連合会会長を務めるなど、絶大な尽力をされました。

おめでとうございます。



交通功労者及び団体に感謝状が贈呈されました

東入間警察署・東入間交通安全協会より、交通安全活動に尽力をされ交通事故防止及び交通秩序の確立に貢献されたことにより、感謝状が贈られました。

おめでとうございます。

(敬称略)

善意の寄附をありがとうございました

社会福祉協議会に、次の寄附が寄せられました。貴重な財源として役立させていただきます。ありがとうございました。

(敬称略)

【交通功労団体】

竹間沢小学校

(子供自転車埼玉県大会に出場)

三芳小学校

(交通安全ポスター多数出品)

【交通功労者】

・大谷み代子・金井みち子

・遠藤米子・森美彌子

▽一万一四六一円／十月八日

▽五千元／十月十日

▽五二八一円／十月十五日

▽十万円／十月二一日

東入間地区遊技業防犯協力会

▽三〇〇〇円／十月二一日

匿名

▽一万七七八七〇円／十月二三日

ボランティアグループ手と足の会

▽五二〇四円／十月二四日

正賢寺窓口募金箱

▽一五〇〇円／十月二八日

逢野喜一三

▽一五〇〇円／十月二八日

田崎良廣

工事予定一覧表

工事名	完成予定	備考
町道幹線4号線道路修繕工事	平成21年2月10日	北永井1区地内 工事延長距離184.50m
町道幹線21号線配水管布設工事(その2)	平成21年3月6日	上富3区地内 工事延長距離256.40m
町道上富193号線配水管布設工事	平成21年3月6日	上富3区地内 工事延長距離183.83m

国民年金

年金受給者が亡くなったときには

年金を受ける権利は死亡によりなくなります。遺族の人は、すみやかに「年金受給権者死亡届」を提出してください。届出が遅れると年金が過払いになり遺族の人などに返納していただくこととなりますのでご注意ください。

また、年金は死亡した月まで受けられます。受けられる年金が残っているときは、死亡当時受給者と生計を同じくしていた遺族の人に支払われますので、「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。

【添付書類】

●死亡届のみの場合

- ①年金証書 ②死亡の事実を明らかにすることができる書類

●未支給年金を請求する場合

前述①・②に加えて

- ③死亡した受給者と請求者の身分関係を明らかにする戸籍謄本
- ④生計を同じくしていたことを証明する書類(例:住民票)

※これ以外の書類が必要な場合もありますので、詳しくは社会保険事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ】所沢社会保険事務所 ☎04-2998-5427

住民課国保年金係 内線153~156